

別 紙

公開概要書

受付日	令和 7 年 3 月 25 日 令和 7 年 6 月 22 日	回答日	令和 7 年 7 月 22 日	担当課	地域振興課
意見等の内容	先の「市長への手紙（自治会における市委託業務について（令和 6 年 1 月 15 日受理）」の回答（回答日：令和 6 年 2 月 14 日）」において、当該自治会の実情を伝え、当該自治会が全ての基調である市民憲章に離反して存在しており、その要件を満たしておらず、相談できる自治会組織に無い事から指導、助言を依頼したところである。 令和 6 年 2 月 21 日の協議において、その見解を聞き逃していたことから、下記の事項についてご教授いただきたい。 記 1. 全ての基調とするとした自治会組織の在り方についての見解 2. 1. を踏まえた上での当該自治会の運営実態の評価 3. 市長からの回答で「関係者への聞き取りなどを行い・・・」と有りましたが関係者から何を聞き取り、聞き取った事柄をどう整理されたのか。 4. 市長からの回答で「個別に対応をしてきたところです。」と有りましたがその対応の事例をお聞かせください。 5. 協議の過程で「事案の放置」、「配慮を欠いた取り扱い」が起こった事実が与えた影響の評価。 6. 当方からの意見を参考にしてとの発言を記憶しています具体的に 2 月 21 日協議時 7. “十人十色、色々の価値観を有した” との発言を記憶していますが “だからこそ人が変わっても運営の軸は変わらない様にすべき” とその後の言葉を私が遮った記憶が有りますが。発言の意図は他の所に有ったのではと思いますが確認させて下さい。 8. 本件の最終的市長の見解				

回答の内容	※回答については地域振興課課長名で行い、項目 8 で市長の見解を示す内容としました。 1. この見解については、県民ホットライン【回答】平成 30 年 3 月 30 日回答のとおりです。 以下、参考（県民ホットライン【回答】平成 30 年 3 月 30 日より抜粋） 益田市民憲章では「私たちは、自ら話し合い、きまりをつくり、一人ひとりがみんなと協力し、思いやりをもって行動し、人と人とのつながりを大切にすることにより、私たちの住む地域を明るく安心して暮らせる地域とするために、この憲章を定めます。」とあり、全ての基調としているところです。一方、自治会については、住民主体の地縁による団体であることから市として自治会の加入、退会等について、意見する立場ではないと考えています。ただし、これは「任意団体の独立性や自主性に踏み込まない」という主旨であり、市と自治会は相互協力関係にあるものと認識しております。 2. 自治会については、住民主体の地縁による団体であることから市として自治会の加入、退会等（運営実態の評価を含む）について、意見する立場ではないと考えています。ただし、これは「任意団体の独立性や自主性に踏み込まない」という主旨であり、市と自治会は相互協力関係にあるものと認識しておりますことから、質問者様ご指摘の案件について、市としても自治会長に聴取を行ったところです。 聴取の状況から、現在は、真摯に自治会運営を行っておられるものと認識しております。 3. 過去、そうした事実（自治会費の徴収に関し意見をいただいたので、ご相談の件についての考え方を含め、そうした事実があったことを自治会に伝えた）はございましたが本件とは直接関係ありませんのでお答えを差し控えさせていただきます。 4. 上記、3. の回答と同様です。 5. まず、対応に遅延が生じたことについて、あらためてお詫びいたします。また、当方の配慮不足また質問者様との意思疎通が不十分であったことによ
--------------	--

り、匿名性の担保が保たれない結果となったことについてもお詫びいたします。

以上の事実が与えた影響についてですが、質問者様がおっしゃられるように、匿名性が担保されなかったことにより、本件の主旨が相手方に十分伝わらず、個人のクレームとして捉えられてしまう結果となってしまうこと、また、恣意的な自治会運営の排除（その時々の人・体制によって解釈が変わることの無い組織の運営）の妨げとなっていること、そしてこれらに起因する、全ての基調となる益田市民憲章に規定する「私たちの住む地域を明るく安心して暮らせる地域とすること」の妨げにもなると考えられることからその影響は大きく、市としては、本件への対応について、十分に配慮を行った上での対応ではなかったものと認識しており、今後はそのような対応とならないよう、改めて参りたいと考えております。

6. ご質問の主旨を、「本件を受け、令和7年2月21日の協議時に述べた、市の具体的な対処法」の部分と推察し、以下のとおりお答えします。

本件を受け、市としてできることは一般論にはなりますが、自治会のあり方について、このようにあってほしいということをメッセージやその他の方法で発信していくことが求められたものと考えておりますことから、「ご意見を参考に参りたい」旨、申し上げたところです。

7. 市としても本件の解決につながればという思いでお話を伺いましたが、あくまで第3者的な立場であり、双方から意見の聞き取りをさせていただいたものの、物事の見え方・価値観はそれぞれであることから、一定の権限を有する行政が間に入るることについては慎重にならざるを得ないということをお伝えしようと思い発言したものです。

8. 令和7年6月22日にいただきました問い合わせ内容への回答もあわせ、以下「本件に関する見解」のとおり市長より回答いたします。

このたびは、ご質問への回答が長期にわたり遅れましたことを深くお詫び申し上げます。また、このような対応となりましたことについて、担当課長に対し強く指導を行いました。

自治会は、同じ地域に住む方々が地域のつながりを深め、住みよい地域社会をつくるための任意の団体です。自治会内の課題は、まず自治会内で解決

	されるよう働きかけていただくことを望みます。 なお、市民憲章に沿わない状況が確認された場合には、市としても憲章に基づいたご意見を申し上げることがあります。当該自治会においては、改めるべき点は改めていくスタンスで活動されていると伺っています。 住民のお一人として、近隣の方々とともに、より良い地域づくりにお力をお貸しいただけますと幸いです。 以上。
--	---